

熊本県公報

号外 第 30 号の 2
平成 16 年 4 月 21 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則	(行政経営課) 1
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(") 1
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課) 1
訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(行政経営課) 2
○熊本県特定政策推進室設置規程	(") 13
○熊本県行政評価室設置規程	(") 13

規 則

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 33 号

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則
熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則（昭和 39 年熊本県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「企画振興部長」を「総合政策局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 34 号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「部付」を「部付
局付」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 35 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表第 4 中「総合調整局」を「総合政策局」に、「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。